発電本部(原子力)のコンプライアンスに関する 具体的取組み状況について

平成24年12月14日 九州電力株式会社

目 次

1	発電本部コンプライアンス行動指針・・・・・・・・・・2
2	H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績・・7
2	トピックフェ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 発電本部コンプライアンス行動指針(1/5)

(1)制定のポイント・背景

平成23年6月に開催された「玄海原子力発電所緊急安全対策県民説明番組」への賛成 意見投稿呼びかけ行為が発生した。

「信頼再構築に向けた取組み」や「環境の変化に柔軟に対応できる業務運営体制の構築」の観点から、平成24年7月に火力発電本部と原子力発電本部を統合し、発電本部を設置。 発電本部として、透明性の高い業務運営を徹底するため、それぞれの本部が制定していた 行動指針も統一し、「発電本部コンプライアンス行動指針」を新たに制定した。

(2)構成

業務を遂行する上での具体的な判断基準は、法令などに沿って整備されている社内規定類に拠ることとし、本行動指針は、業務を遂行する上で心がけるべき「行動の基準」「問題 行為例」をまとめている。

(3)行動基準の項目

- (1)お客さまとの関係で必要となる行動基準
- (2)取引先・競合企業との関係で必要となる行動基準
- (3)官庁・公務員との関係で必要となる行動基準
- (4)地域社会との関係で必要となる行動基準
- (5)従業員及び社会人として必要となる行動基準
- (6)不祥事発生時に必要となる行動基準

1 発電本部コンプライアンス行動指針(2/5)

(4)「原子力部門の基本行動指針」からの主な追加点

シンポジウムや説明会等において、本来の開催趣旨に反するような動員や意見表明等を行わないことを追加した。

取引上の優位な立場を利用し、取引先やグループ会社に対する不当な要請(シンポジウムや説明会等への参加等)を問題行為として追加した。

「官庁・公務員との関係で必要となる行動基準」に、自治体首長等との関係に疑念や誤解を生じるような行為は慎むことを追加した。

不祥事発生時においては迅速な事実報告、及び調査への全面協力を追加した。

火力部門で以前から実施していた「コンプライアンス推進活動検証委員会」に、 原子力部門も参加することとし、活動状況のチェック機能強化など、推進活動の 向上を図った。

その他、心がけるべき「行動の基準」「問題行為例」について、火力部門の内容を盛り込み記載内容を充実させた。

1 発電本部コンプライアンス行動指針(3/5)

参考(抜粋)

(2) 取引先・競合企業との関係で必要となる行動基準

発電本部は発電設備の建設や修繕、委託業務の発注等を通して、数多くの 取引先との関係を有していますが、発電本部の事業活動はこのような取引先 の協力と支援を得てはじめて成り立っています。

一方で、私たちが取引先に対して価格、品質、納期等の面で合理的な要求 を行っていくことは当然です。

このため、公平・公正な行動により、幅広い取引先に対して信頼関係を構築すると共に相互に切磋琢磨を図っていくことが重要です。

また、自由化の進行や新規事業の展開など新たな事業環境の中、発電本部においても競合企業との公正な競争関係を維持していく必要があります。

- (1) 取引先との良好な信頼関係の構築
- (2) 工事の安全確保
- (3) 情報の公正な取扱い
- (4) 競合企業との公正な競争関係の維持
- a 取引先との良好な信頼関係の構築
- (a) 取引先との対応においては、自己の職務上の地位や権限を利用し、違法 または不当な利益の要求等を行うことは厳に慎み、公正な態度で臨む。

【問題行為例】

- ① 本来競争見積もりを行うべきところを、接待などを受けていたため、 特命発注等を行い、その会社との契約に至るように便宜を図る。
- ② 工事の発注に際して、特定の取引先に便宜を図り、見返りとして金品 や接待を要求する。
- ③ ゴルフコンペで、取引先などから表彰用景品の提供を受ける。

心がけるべき行動の基準

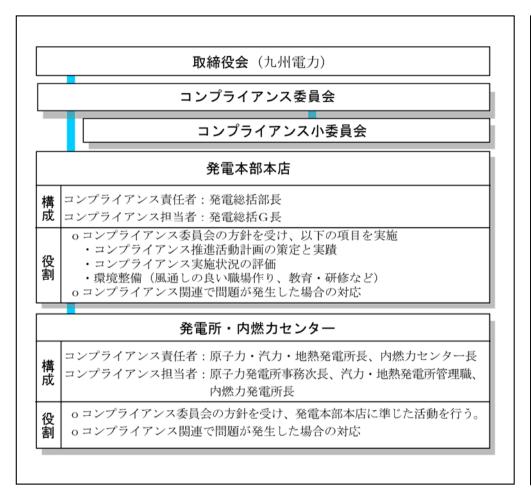
問題行為例

•

•

1 発電本部コンプライアンス行動指針(4/5)

(5)発電本部コンプライアンス推進体制



(6)発電本部コンプライアンス推進活動検証委員会

発電本部コンプライアンス推進活動検証委員会を設置し、半期 毎に活動状況の確認及びフォローを行う。

構成	責任・権限
委員長:発電総括部長	・本検証に関する総括的責任
	・発電本部長への検証結果の報告
委 員:品質保証部長	・コンプライアンス推進活動の実
原子力管理部長	施、評価および報告
原子力建設部長	
原子力技術部長	
火力部長	
再生可能エネルギー部長	
汽力・地熱発電所長	
内燃力センター長	
原子力発電所長	

1 発電本部コンプライアンス行動指針(5/5)

(6) 発電本部コンプライアンス推進活動検証委員会

委員会の目的

火力部門及び原子力部門のコンプライアンス 推進活動を相互にチェックすることにより、PD CAの中で双方の良好事例を取り込み、推進活動 のスパイラルアップを図る。

委員会の構成

【委員長】 発電総括部長

【委員】 発電本部本店部長(6名)

原子力発電所長(2名)

汽力・地熱発電所長(9名)

内燃力センター長(2名)

【事務局】 発電総括G

開催頻度

原則、2回/年

平成24年度上期検証委員会の様子





2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(1/4)

(1) コンプライアンス推進体制の強化

項目	平成24年度計画	平成24年度上期実績	実施月
コンプライアンス委員 会を中心としたコンプ ライアンスの徹底	「原子炉施設保安規定に基 づくコンプライアンス活動 報告」としてコンプライア ンス委員会へ報告を行う。	「保安規定に基づくコンプライアンス活動報告」として平成23年度実施状況並びに平成24年度計画をコンプライアンス委員会へ報告した。	5 月
コンプライアンス推進 体制再構築に向けた取 組み		1 業務運営の一層の透明性向上を図ること を目的に、原子力部門と火力部門を統合し、 「発電本部」が設置された。	7月
		2 「原子力の業務運営に係る点検・助言委員会」において、安全性・信頼性向上への 取組み等の実施状況について確認頂いた。	9月

2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(2/4)

(2) コンプライアンス意識の向上

項目	平成24年度計画	平成24年度上期実績	実施月
教育・研修等を通じた コンプライアンス意識 の向上	職場内ミーティング及び 各種会議体における情報共 有や意見交換、及び法令遵 守についての各種教育を実 施する。	職場内ミーティング及び各種会議体における情報共有や意見 交換、及び法令遵守についての各種教育を計画的に実施し、コンプライアンス意識の向上を図った。 (主な教育) ・保安規定教育 川内原子力発電所 今年度からコンプライアンス研修に合わせて「理解度テスト」を実施する。	8月

2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(3/4)

(3)公正な事業活動の徹底

項目	平成24年度計画	平成24年度上期実績	実施月
法的リスク低減に向け た取組み	各種法令の要求に基づき 制定している各種規定を遵 守し、法的手続き法的要求 事項を満たした業務を行う。	各種法令の要求に基づき制定している各種規定を遵守し、法的手続き法的要求事項 を満たした業務を行った。	都度
不祥事再発防止対策の	1 不祥事発生時には、適切 に対応するとともに、不祥 事の事例等について情報共 有を図る。	1 不祥事事例等について各種会議体等の 場で周知し適切に情報共有を図った。	都度
定着化	2 信頼再構築に向けた取組 みを継続的に実施する。	2 主な取組み ・発電本部の設置 ・「原子力の業務運営に係る点検・助言 委員会」への説明	7月 9月
お客様や社会の安心感 ・信頼感につながる 情報公開の推進	原子力発電所の運転状況、 定期検査状況、トラブルや トピックス等について、積 極的な情報公開に努める。	原子力発電所に関する状況についての情報公開を積極的に実施し、お客さまや社会の安心感・信頼感につながるよう努めた。	都度

2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(4/4)

(3)公正な事業活動の徹底

項目	平成24年度計画	平成24年度上期実績	実施月
情報セキュリティ・ 個人情報保護に関する 取組み	情報セキュリティ及び個 人情報保護に関する各種規 定を遵守し、適切な情報管 理を行う。	情報セキュリティ及び個人情報保護に関 する各種規定を遵守し、適切な情報管理を 行った。	都度
この供のHTV4日 コ	1 コンプライアンス行動指 針の見直し内容、法令及び 不適切な事例等について必 要に応じて、発電本部の行 動指針等へ反映していく。	1 意見投稿呼びかけ問題を受けての全社コンプライアンス行動指針の改正内容を部門の行動指針に反映した。	7月
その他の取組み	2 本店経営層の発電所訪問 による所員の懇談等により 風通しの良い職場、ルール 遵守の環境作りに努める。	2 風通しの良い職場作りのため、発電本部 長を始めとする本店経営層が、原子力発電 所を訪問した。	* 都度

2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(補足)

[再掲]

項目	平成24年度計画	平成24年度上期実績	実施月
コンプライアンス委員 会を中心としたコンプ ライアンスの徹底	「 <mark>原子炉施設保安規定</mark> に基 づくコンプライアンス活動 報告」としてコンプライア ンス委員会へ報告を行う。	「保安規定に基づくコンプライアンス活動報告」として平成23年度実施状況並びに平成24年度計画をコンプライアンス委員会へ報告した。	5月

「原子炉施設保安規定」とは

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律(原子炉等規制法)」により、<u>原子炉設置者は、保安規定を</u> 定め、原子炉の運転開始前に、国の認可を受けなければなりません。

保安規定に定めるべき事項については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(実用炉規則)」に定められています。

[実用炉規則(抜粋)]

(保安規定)

第十六条

法第三十七条第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の各号に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。
- 二 安全文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。

コンプライアンスを指す

2 H24年度コンプライアンス活動計画及びH24年度上期活動実績(補足)

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定(抜粋)

(関係法令及び保安規定の遵守)

- 第2条の2 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令及び保安規定の遵守を確実なものとするために、「コンプライアンス管理規程」及び「コンプライアンス委員会設置規程」に基づき、以下の関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の浸透を図るための活動(以下「コンプライアンス活動」という。)を実施する。
 - (1) <u>社長は</u>,関係法令及び保安規定の遵守を確実にするための方針を保安に関する組織(第4条に 定める組織全体をいう。以下,同じ。)全体に示す。

また, <u>コンプライアンス活動が確実に行われることを確認するため</u>, 年度毎の計画の実施状況 について報告を受け, 必要な指示を行う。関係法令及び保安規定の遵守に係る方針は, 必要に応じ見直しを行う。

コンプライアンス委員会の場において社長へ報告し、必要に応じ社長からの指示を受ける こととしている。

3 トピックス

(1) 行動セルフチェックシート

日頃の業務及びプライベートの行動に関して、今一度、注意喚起を行い、自らの行動の 振返りを目的とした「行動セルフチェック」を実施。

(2)理解度テスト

今年度から、原子力部門で毎年実施しているコンプライアンス研修に合わせて「理解度 テスト」を実施する。

今回の「理解度テスト」の実施結果等を総合的に評価し、改善が必要な場合は次年度のコンプライアンス活動計画へ反映。